



5月は、消費者月間です!

統一テーマ：「みんなで築こう 身近な安全・安心」

消費者月間は、昭和43年5月に施行された消費者保護基本法(現在は「消費者基本法」)の20周年を記念して昭和63年に定められ、今回で20回目になります。毎年、消費者・事業者・行政が一体となって、消費者問題に関する啓発活動を集中的に行っています。

少子高齢化・高度情報化・金融自由化など、社会経済環境の多様化・複雑化が進むにつれ、高齢者をねらった訪問販売や電話勧誘、ハガキによる架空請求やインターネット上のワンクリック詐欺、未公開株等のあやしい投資話など、消費者をだます事業者の手口は、ますます悪質化・巧妙化しています。また、最近、石油温風暖房機、ガス瞬間湯沸かし器や家庭用シュレッダー等の消費生活用品の重大事故が相次いでいます。

身近な暮らしの安全・安心を築くため、行政では、今後とも悪質な事業者の指導等の強化、消費者啓発活動の推進等を図っていきます。消費者の皆さんも、この消費者月間を契機に、消費生活に関する新しい情報や正しい知識を積極的に身につけ、必要のないときはキッパリと断り(不当な請求には応じず)、消費者被害を未然に防ぎましょう。

イベント情報

消費生活情報展

開催期間 5月1日(火)～5月31日(木)
午前8時30分～午後7時
会場 県民情報プラザ2階
(甲府市丸の内1-8-5)
内容 「賢い消費者」になるためのパネル展示
問い合わせ先 県民生活センター 055-223-1571

消費者フェスティバル

開催日時 5月27日(日) 午後1時30分～
会場 県立男女共同参画推進センター(びゅあ総合)
(甲府市朝気1-2-2)
内容 消費者問題に関する講演会(講師:池本誠司 弁護士)、クーリングオフ通知の書き方講座、青空市場
問い合わせ先 県庁 県民生活課 055-223-1352

新社会人の皆さんへ

★★ どれだけ知っていますか? ★★

★若者(新社会人など)をねらう悪質商法の手口(キャッチセールス・デート商法・マルチ商法など)
電話、郵便、インターネット、雑誌、路上での「無料」「当選」「あなただけ特別」といった甘い誘いや、見知らぬ異性からの電話やメールは、要注意です。

職場にも、「もうすぐ国家資格になる」とか、「確実に値上がりする」などとウソの説明で、資格講座や金融商品等をしつこく勧誘する電話が掛かってきます。

★クーリングオフ(一定期間内の無条件での申込みの撤回・契約の解除)

適用できない契約など…通信販売・自分から店舗へ行って結んだ契約等は適用外
撤回・解除の意思表示(通知)の期限や方法など



※県民生活センターでは、職場の新入社員研修へ講師派遣を行っています!

★★ 多重債務にご用心!～生活設計を立てましょう～ ★★

人との付き合いも広がるため、何かとお金が必要になったり、毎月の給料をあてに、つい大きな買い物をしたくなりがちです。借金や(クレジット)契約をする前に、返済できる金額が(月々の返済額が毎月の収入の2割を超えると返済が難しくなると言われています)、本当に生活に必要な商品・サービスか、もう一度よく考えましょう。

ご存知ですか？

？



消費期限と賞味期限の違い

製造
加工日

品質が劣化するまでの食品の流通および保存の期間

年月日で表示
時間まで表示する
場合もある

消費
期限

品質の劣化が早い食品に記載されています。
(例:弁当、調理パン、そうざい、生菓子、食肉、生めん類等)
品質の劣化が早いことから、この期限を過ぎると衛生上の危害が生ずる可能性が高くなります。



おおむね
5日以内

年月日で表示

賞味
期限

品質が比較的長く保持される食品に記載されています。
(例:スナック菓子、カップめん、レトルト食品、缶詰等)
品質の劣化が遅いことから、この期限を過ぎてもすぐに食べられなくなるわけではありません。



3か月超

年月日または
年月で表示

◆期限表示は科学的・合理的な根拠に基づいて、さらに安全率を考慮のうえ、製造者等の責任で決めます。

◆期限表示は未開封状態で保存方法を守った場合の期限であることに注意しましょう。

また、開封後や決められた方法で保存していない場合は、期限が切れる前であっても品質が劣化していることがありますから、気を付けましょう。

なお、常温保存の場合は、保存方法を省略することができます。

第2次やまなし食の安全・安心行動計画 の策定について

山梨県では「やまなし食の安全・安心基本方針」に基づき、「第2次やまなし食の安全・安心行動計画(平成19年4月～平成24年3月)」を策定しました。

詳細につきましては、食の安全・食育推進室のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/kmin-shoku/index.html>

食品安全110番

「食品安全110番」では、皆さんからの食品の表示や安全性に関する相談や情報を受け付けています。
相談電話番号 055-223-1638 (午前8時30分～午後5時 土日・祝祭日除く)

6月は食育月間です

食育推進シンポジウム開催!!

食は“いのち”の源!豊かな心を育むために欠かせないものです。今回は、家庭や地域での食育について、基調講演や会場との意見交換を通じて考えてみます。多くの皆さんの参加をお待ちしています。

日時 平成19年6月6日(水)午後1時30分～4時30分
場所 山梨県立文学館 講堂
講師 聖徳大学教授 室田洋子氏
演題「心を育てる豊かな食卓」 - 発達臨床心理学の視点から -
定員 500名
参加費 無料
その他 来場の際は、公共交通機関の利用や乗り合わせをお願いします。

申込み・お問い合わせはこちらまで! 山梨県 食の安全・食育推進室 電話 055-223-1588

「毎月19日は食育の日」

山梨県では、5つの重点目標を定め、食育の推進を県民運動として展開しています。

重点目標

1

朝食を欠食する人を減らそう。

朝ごはん しっかり食べて 元気な一日

重点目標

2

バランスのとれた食事を実践しよう。

品数多く 塩分控え 腹八分

重点目標

3

「食」に対する感謝の気持ちを醸成しよう。

感謝をこめて いただきます ごちそうさま

重点目標

4

農林畜水産物の地産地消県民運動を推進しよう。

うまいもんだよ 新鮮・安心 地元の食材

重点目標

5

食育への関心を高め、県民運動として推進しよう。

食育で 心も健康 体も健康

「やまなし食育推進計画」の詳細につきましては、食の安全・食育推進室のホームページをご覧ください。
<http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/kmin-shoku/index.html>

山梨県県民生活センターのご案内

こんな仕事をしています!

山梨県県民生活センターは、平成18年4月、県民生活に関する様々なトラブルに一元的に対応し、相談者の利便性の向上と業務内容の一層の充実を図るため、旧消費生活センターと、旧県民相談センターが統合されて誕生しました。

1

相談業務

各担当相談員が、相談内容をお聞きして、解決のための助言を行っています(他の専門機関を紹介する場合もあります)。なお、内容の複雑性等から、個別に法律解釈が必要と判断した相談については、月5回開催する弁護士相談に対応しています。

相談電話		相談内容
県民生活センター 甲府市丸の内一丁目8-5 (県民情報プラザ2階)	055-235-8455	消費生活(商品・サービスの契約問題など)
	055-223-1366	法律(家族・相続・金銭貸借など)・交通事故・内職・土地住宅・労働・行政
地方相談室 都留市田原三丁目3-3 (南都留合同庁舎1階)	0554-45-7843	消費生活・法律・交通事故・労働
	0554-45-5038	

◇相談時間 - 平日の8:30~12:00/13:00~17:00

2

消費者啓発業務

消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識を身につける機会を提供しています。

消費者講座の開催

区分	開催方法	対象等
自主講座	日時・会場・講座内容を決め、その都度、受講生を募集します。	● 一般消費者を対象とした講座 ● 地域の消費者リーダー等を対象とした講座
出前講座	学校・職場や地域のグループからの要請に応じて、講座を出前します。	● 高校生・大学生や新入社員等を対象とした若者教室 ● 地域の消費者・高齢者のグループを対象とした暮らしの教室

啓発リーフレットの配布

資料・パネル展示、ビデオ等の貸し出し

3

情報提供業務

消費者トラブルの未然防止・拡大防止のため、情報誌、インターネット、テレビ、テレホンサービス等を通じ、消費生活に関する最新情報等を提供しています

消費生活情報誌「かいじ号」(年6回発行)

県民生活センターのホームページ <http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/kenmin-sdn/index.html>

テレビスポット広報「くらしの情報」 県内民放2局で日曜日・祝日、正月三が日を除く毎日午後6時台に放送

テレホンサービス(クーリングオフ制度等の案内) 055-233-3399

県民生活センターでは、各種相談業務だけでなく、「賢い消費者」としての自立を支援するため、消費者啓発業務や情報提供業務も行っていますので、ぜひご活用ください。

